様式第17の４の４（第23条の９の３関係）

1　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

項目	実績値（事業年度）（単位：Mbps）	実績値の算定方法	参考値（事業年度）（単位：Mbps）	予測値（事業年度）（単位：Mbps）	予測値の算定方法
需要					

［注１　略］

２　「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第２項の規定により同項第２号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第２項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。

３　「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第２項の規定により同項第２号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第３項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

４　「実績値の算定方法」の欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

５　「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、データ伝送容量の拡充予定等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

1の２　データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

項目	数値（単位：回線）			予測値の算定方法
	実績値（事業年度）	参考値（事業年度）	予測値（事業年度）	
需要				

注１　「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第２号に掲げる部分の接続料をいう。

２　「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第２項の規定により同項第２号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第２項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。

３　「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第２項の規定により同項第２号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第３項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

様式第17の４の４（第23条の９の３関係）

1　［同左］

項目	値（単位：Mbps）	備考
需要		

［注１　同左］

２　備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

［新設］

［新設］

［新設］

1の２　［同左］

項目	数値（単位：回線）	備考
需要		

注　「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第２号に掲げる部分の接続料をいう。